

＜会津若松市オープンデータ公開・運用基準＞

平成 28 年 1 月 25 日 決裁

会津若松市オープンデータ推進に関する基本方針に基づき、会津若松市オープンデータの公開・運用に関する基準を定める。

1. オープンデータの公開手続

(1) オープンデータとしての公開方法

市が保有する情報をオープンデータとして公開する場合、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示により二次利用の際のルールを示すものとする。なお、データに付与するライセンスは原則として自由度の高い「CC BY」を選択するものとし、CC BY 以外のライセンスを適用する場合はその理由を明示する。

なおデータの公開は、原則としてそのデータを保有・管理する所属が行うものとする。

(2) オープンデータの蓄積方法

市が保有する情報をオープンデータとして蓄積・利活用するための基盤として「DATA for CITIZEN (<http://www.data4citizen.jp/>)」（以下「オープンデータ公開基盤」という。）を整備し、データを蓄積するものとする。

オープンデータ公開基盤で取り扱いができない形式のデータの公開・活用の推進にあたっては本市ウェブサイト上への蓄積を基本とし、「LinkData (<http://linkdata.org/>)」など市のオープンデータ公開基盤以外のサービスも積極的に活用することとする。

2. オープンデータとして扱う情報と公開時の考え方

本市が保有する情報公開可能なデータから速やかにオープンデータ化（二次利用可能なルールで公開）を進めるものとするが、その判断にあたっては以下の考え方を参考にする。

(1) 著作権の帰属者が複数人存在する情報

全ての権利帰属者から同意が得られた場合は全ての情報を、そうでない場合著作権が市に帰属する部分のみ分離できる場合は当該部分をオープンデータ化する。

(2) 市以外の個人・法人・団体等から得た情報

オープンデータとして公開できるよう、情報提供者と可能な限り合意を得るよう努めるものとする。なお委託業務により作成される情報においては、受託者が著作者人格権を行使しないよう契約を結ぶこととする。

(3) 個人情報を含む情報

個人を識別できないよう加工した「匿名加工情報」としてオープンデータ化する。匿名加工情報の加工方法及びその取扱いについては、国の個人情報保護委員会規則で定める基準に従うものとする。

(4) 過去の情報

将来的に変更が見込まれるデータであっても、作成日等を明示しデータの経時変化を追えるようにすることで新たな活用可能性を生み出すものと考え、データの作成日または有効期限日を明示したうえでオープンデータ化する。

(5) 最新性を担保できない情報

可能な限りデータの最新性を保つように努めつつ、最新性を担保できないことを明示したうえでオープンデータ化する。

3. オープンデータの運用

オープンデータ公開基盤の管理者は、本市が保有する情報のオープンデータとしての運用を適切に行うために、次のとおり管理を行うものとする。

(1) 基盤の保守・管理について

- ① 基盤が停止することのないよう、サーバ、ネットワークの保守、管理を行うものとする。
- ② メンテナンス作業等で基盤の運用が一時的に停止する場合には、本市ウェブサイトのトップページで予め周知を行うものとする。

(2) 基盤上のデータ管理について

定期的にデータの更新日を調査し、常にデータの最新性を保つよう努めるものとする。

4. 見直し

会津若松市情報化統括推進委員会は、今後の技術動向や地域情勢の変化、国の動向をふまえ、必要があると認めた場合、本基準を見直すものとする。

用語解説

(1) クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の適正な再利用の促進を目的として、国際的非営利団体クリエイティブ・コモンズが定めた一連のライセンス（許可証）。特定のマークの表示により、作品やデータの著作権を保持したまま「一定の条件を守れば作品・データを自由に利用して良い」という意思表示をすることができる。



← 「CC BY」ライセンス：原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）の表示を条件に二次利用を許可する。

(2) LinkData

一般社団法人リンクデータが提供する、オープンデータの活用を支援するプラットフォーム。データの形式変換や公開・蓄積機能、市町村ごとのランキング表示機能を備えており、プラットフォーム上では行政機関だけでなく民間によるデータ公開も積極的に行われている。

(3) 著作者人格権

公表権（著作物を公衆に提示するための権利）、氏名表示権（著作者名の表示可否および表示名

を決定できる権利)、同一性保持権(意に反した著作物の改変を禁止する権利)、名誉声望保持権(意に反した著作物の利用を禁止する権利)によって規定される権利で、日本の著作権法では他人への譲渡が認められていない。

契約例文:「受託者は納品物について著作者人格権の行使を行わないとともに、原則として改変等の二次利用を認めるものとする。」